

2018年8月24日

国際ADR活性化のための外弁法改正等法整備に関する要望書

法務大臣 上川陽子 殿

公益社団法人日本仲裁人協会
理事長 川村 明



第一 要望の趣旨

外国法事務弁護士及び外国弁護士による国際調停事件の代理について、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(外弁法)第5条の3及び第58条の2に基づく外国法事務弁護士及び外国弁護士による国際仲裁事件の代理と同様に、弁護士法第72条などの例外として明記することにより、これを可能とする早期の法改正を要望する。

なお、かかる規定の新設に伴い、現在見直しが検討されている外弁法第2条11号の「国際仲裁事件」の定義と同様、「国際調停事件」の定義についても、一方当事者が外国法人の100%子会社である調停事件等が含まれることを明確にされたい。

第二 要望の理由

1 要望の目的

上記要望は、日本における国際仲裁や調停など国際ADR制度改革の進捗を踏まえ、国際調停代理問題を国際仲裁代理問題と同時に同様の内容で、早期の法整備により解決することを目的とする。

なお、当協会としては、国際仲裁人及び国際調停人の資格の問題についても法制上明確化することを要望するところではあるが(注¹)、本要望書は、外国弁護士及び外国法事務弁護士のADR手続代理問題に焦点を当てたものである。

2 国際仲裁と国際調停の相互補完・共働関係

国際紛争解決方式の選択肢として、仲裁と調停のいずれをも柔軟に選択できることは重要であり、国際仲裁と国際調停が、車の両輪のごとく推進され、相互に補完し共働することで、日本における実効的な国際紛争解決が実現できるものである。

¹ 弁護士資格を有しない専門家が国際仲裁人、国際調停人として活躍しうるとは広く国際的に認められていると言える。しかし、日本ではかかる場合も弁護士法第72条違反であると主張する者もいるので、弁護士資格がなくても国際仲裁人と国際調停人になれる旨を法制上明確化し、この解釈をめぐり、疑義が生じないようにしておくことが望ましい。

とりわけ最近では企業活動のグローバル化が盛んとなり、それに伴い国際紛争も増加傾向にある。かつては国際化といえど多国籍化した巨大企業が中心であったが、最近は大企業の下請会社も供給先の企業と共に海外に行くのでなければ国内だけでは存続することが不可能となるに至っている。このような現象は製造業だけでなく、サービス業の海外進出も盛んになっており、ボーダレスな事業活動は業種を問わず、アウトバウンドのみならずインバウンドも増えつつあり、今後の国際的な経済紛争は大企業間のみでなく中小企業間でも増大する傾向にある。

国際的な経済紛争となると当事者の国籍、言語、法律、文化等の差異があることから訴訟でなく国際ADRが多用される傾向にある。

そして、東南アジアの諸国においては、自国を国際経済紛争の解決拠点にしようとの目的で、官民あげての経済的支援の下で自国の国際仲裁、国際調停活性化のための様々な努力がなされている。この傾向は最近東南アジアが世界の中で最も活気のある経済市場となるにつれて、特に強くなっている。国際ADRに力を入れているアジアの代表的な国、地域は、香港、シンガポール、韓国、マレーシア、インドである。

他方、日本は経済大国といわれているが、国際紛争の解決に関しては著しく遅れてきた。日本国内の訴訟は、使用言語は日本語のみであるうえ、費用と時間がかかるために外国当事者からは敬遠されている。訴訟に代わる紛争解決方法は国際ADRであるが、日本では国際ADRのインフラ整備が充分ではなく、日本で実施されている国際ADRはごく僅かである（日本国内で行われている国際仲裁事件は年間20数件のみ、国際調停事件に至っては殆どないと言える）。

このように、世界の国際ADRをめぐる現状と、日本の国際ADRをめぐる現状と問題点に鑑みたとき、日本における国際ADRのための人的・物的インフラの整備の喫緊の必要性及び重要性は明らかであり、国際仲裁と国際調停の振興の見地から、インフラ整備に向けた努力がとりわけ最近になって重ねられてきている。その努力の結果、2018年5月には「一般社団法人日本国際紛争解決センター」大阪事務所が、大阪中之島合同庁舎内に設置され、JAAの京都国際調停センター（注²）も、2018年秋に同志社大学内にオープンする予定である。2020年には東京オリパラが開催されるので、2019年中には日本国際紛争解決センター東京本部も関係各所の支援を得て開設される予定である。前記のとおり、国際紛争解決方式の選択肢として、仲裁と調停のいずれをも柔軟に選択できることは重要であり、国際仲裁を主軸に置く「国際紛争解決センター」（注³）と、調停に特化した「京都国際調停センター」が、

² 京都国際調停センターは、これまで日本において国際調停に特化した実施機関がなかったため、当協会が公益事業として行うために開設するものである。その設立意義は、当協会が発出した2017年6月2日付要望書に詳述しているとおりであり、ここで詳細に繰り返すことはしないが（当該2017年6月2日付のJAA要望書とそこに引用されている2017年3月21日付JAA要望書を参照して頂くため本要望書に添付する）、日本における実効的な国際紛争解決のためのインフラを整備する施策の一環として、日本が国際紛争解決のハブとなって、わが国司法の国際化推進と法の支配の普及、わが国のグローバルな成長戦略を後押しするものである。

³ 日本では一般社団法人日本商事仲裁協会や一般社団法人日本海運集会所など国際仲裁を

車の両輪のごとくとなって、日本における実効的な国際紛争解決のためのインフラ整備が実現しつつある。

なお、京都国際調停センターについては、その設立・運営に関して、実に1年近くかけて、多数の書類の提出と質疑応答を繰り返し、細部にわたる緻密な審査を受け、本年7月に内閣府の公益認定を取得し、本年11月20日にオープニングセレモニーを大々的に開催する予定である。

3 国際仲裁代理と国際調停代理の法制化の現状

上記に述べてきたとおり、国際仲裁と国際調停は補完・共働関係にあり、両者は車の両輪のごとく推進されることにより、日本における実効的な国際紛争解決が実現できるものである。

国際仲裁及び国際調停を含む国際案件は、少なくとも一方当事者が外国人・外国企業であることが多く、したがって、少なくとも一方当事者に外国弁護士あるいは外国法事務弁護士が付いていることが多い。外国弁護士あるいは外国法事務弁護士によるADR手続の代理が認められていることは、国際事件の紛争解決を日本に呼び込む上で、極めて重要である(注⁴)。

そして、国際仲裁代理問題については、現状でも、外弁法の平成8年改正によって規定が整備されており、現在検討されている問題は、仲裁当事者である日本法人の100パーセント親会社が外国企業である場合をも国際仲裁事件に含めるか否かという点である。

他方、国際調停代理問題は、前記のとおり、国際調停が国際仲裁と車の両輪のごとき関係であるにも関わらず、残念ながら、条文上全く手当がなされてこなかった。この点について、現状でも、国際仲裁に付随する国際調停ということで救える(注⁵)のでないかという議論もありうるが、これでは全く不十分である。京都国際調停センターが目指す国際標準の国際調停では、仲裁に付随しない調停も多い。仲裁を前提にすると、仲裁合意が必要となり、利用のハードルが極めて高くなる。仲裁と異なり、和解内容に同意できなければ調停手続をやめればよいという利用のしやすさが調停の利点であり、使い勝手の良さでもある。このように仲裁に付随しない調停に、調停ならではの使い勝手の良さがあり、世界でも多用されている。そして、仲裁に付随しない調停の場合、現在の外弁法では対応しきれない。現在の外弁法で対応できる「仲裁に付随する調停」は、Arb-Med(-Arb)のみでMed-

長年実施してきている歴史のある機関が既に存在するため、当該センターは国際仲裁を行う国際標準の施設及びサービスの提供を目的としている。

⁴ 仮に、日本での国際調停には外国弁護士が関与できない危惧があるとなると、代理人である外国弁護士は日本で国際調停をすることに同意しない。結果的には、国際調停案件が日本に持ち込まれることがなくなるのである。

⁵ 外弁法第5条の3「外国法事務弁護士は、第3条から前条までの規定にかかわらず、国際仲裁事件の手続(当該手続に伴う和解の手続を含む。以下同じ。)についての代理を行うことができる。」

ArbやConsent Awardによる仲裁手続の利用については対応できていないのである。

このように、国際仲裁代理問題と国際調停代理問題は、国際仲裁と国際調停が車の両輪のごとき相互補完・共働関係にあるにもかかわらず、現状、前者については、さらなる改正が検討されるにもかかわらず、後者は現状全く手当がされておらず、これが放置されるとすればその悪影響は甚大である。調停が日本人の心に強い親和性を持ち、調停が古くから行われてきている日本においては、国際調停が起爆剤となって、国際仲裁の振興をけん引することも十分に考えられることを考慮すると、この悪影響の重大さはなおさらである。

4 国際調停代理の法整備が放置されることの重大な弊害

日本国際紛争解決センター及び京都国際調停センターにおいても、日本国内企業だけではなく、広く諸外国の企業を当事者とする国際仲裁事件、国際調停事件を招致することを企図している。その場合に当然に問題となるのは、当事者の代理人の資格である。国際ADRの世界の主流実務に基づけば、外国の企業にとっては、その仲裁地又は審問地が海外となる場合であっても自国の弁護士を代理人に選任するのが通常である。国内仲裁・国内調停の代理人は諸外国においても業法である弁護士法等で規制されているのが一般的であるが、国際仲裁・国際調停事件に関しては、これらの国内事件とは別に規律されている場合が多い。

前記のとおり、日本においては、国際仲裁代理に関しては規定が設けられているが、国際調停代理に関しては現状未手当のままである。

仮に、国際仲裁代理問題は、さらなる使い勝手を良くするための改正が今回行われる一方、外国の弁護士や外国法事務弁護士の国際調停代理については明文対応がなされないままとなれば、外国の弁護士や外国法事務弁護士は日本で国際調停代理をすることができないとの危惧が発生し、日本の国際調停の利用に大きな障害が発生することになる。京都国際調停センターは、世界的に著名な国際調停人リストを整備し、内閣府の公益目的事業変更認定もようやく取得して、本年11月の大々的なオープニングに向けて国内外にプロモーションを始めているところである。京都国際調停センター設立の趣旨に賛同する声は国内外で大きく、シンガポールの国際調停機関やオーストラリアのクイーンズランド州裁判所長官、香港の司法省、国際調停の第一人者である世界的に著名な国際調停人など、開所前にも関わらず外国からの視察や訪問もあり、国内外の反響の大きさと関心の高さは、予想を遥かに超えるものがあり、国内外の期待の高さ及び日本における国際調停機関のニーズの高さがうかがえる（注⁶）。このような状況下で、今華々しくスタートすれば、アジアのリーディング調停機関となることも十分可能と考えられるが、オープン間際の土壇場で、外国の弁護士や外国法事務弁護士は国際調停代理ができない、あるいはできないのではな

⁶ 両当事者が共に外国人・外国企業であるいわゆる第三国調停のニーズについては、京都国際調停センターオープン前から海外から第三国調停の実施の可能性について打診がきていることなど、海外の反響からも、ニーズを掘り起こせる可能性が高い。

いかとの危惧が発生するとすれば、使い勝手は悪く、世界中で京都国際調停センターの悪評が立ち、致命的なダメージを受ける可能性が高い。そして、この致命的なダメージは、京都国際調停センターのみならず、日本の国際仲裁を含む日本の国際ADRの振興に多大な悪影響を与えかねないものである。このように国際調停代理の整備を放置したままとすれば、わが国における国際仲裁及び国際調停の振興に対する重大な障害となる。

世界に目を移せば、UNCITRALで議論されていた国際調停の国際的な執行力の付与についての条約草案が取りまとめられ、シンガポールをホスト国として、仲裁判断の執行力を付与するニューヨーク条約に並ぶ国際調停の国際的な執行力に関するシンガポール条約が、来年結ばれようとしている。このように国際調停の環境整備は国際的にも進んでおり、企業間の紛争解決手段としての国際調停の活性化は、国際潮流となっている。このような状況に照らしても、国際調停代理の法整備は不可欠である。

5 結語

日本において調停は、裁判所における民事調停が多用される反面、独立の国際調停制度はあまり省みられることがなかった。その結果、外弁法においても仲裁だけが取り上げられ、調停は軽視されてきたきらいがある。

しかし、以上述べてきたとおり、企業活動がグローバル化した昨今、国際調停と国際仲裁は、車の両輪のごとく相互に補完・共働関係にあることが国際ADR推進のためにますます重要となってきている。このような中、国際調停代理問題だけが整備されず放置されたままとなれば、とりわけ京都国際調停センターの開所のタイミングであることをも考慮すると、京都国際調停センターにとって回復不能な致命的ダメージを与えるおそれがあり、ひいてはわが国における国際仲裁及び国際調停の振興に対する重大な障害を生じさせるものであるため、国際調停代理問題を国際仲裁代理問題と同時に同様の内容で早期に解決して頂きたく、要望する次第である。

以 上